

## 神崎市に係る貸付予定農地についての意見聴取

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の附則第10条の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

この意見聴取に係る利害関係人は、当該意見聴取期間満了の日までに、公益社団法人佐賀県農業公社に意見書を提出することができます。

なお、意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、連絡先及び意見をできるだけ具体的に記載した文書をメール・FAX・郵送等で公益社団法人佐賀県農業公社まで提出してください。

意見聴取期間は、令和6年12月27日(金)から令和7年1月6日(金)とします。

番号	対象農地の所在地					現況地目	面積 (㎡)	期間
	市	町	大字	字	地番			
1	神崎市	神埼町	鶴	浦田	1180-2	田	376	5年3ヶ月
2	神崎市	神埼町	鶴	前田	1119	田	2,201	5年3ヶ月
3	神崎市	神埼町	鶴	前田	1257	田	2,571	5年3ヶ月
合計				筆数:	3筆	面積:	5,148㎡	